

平成 25 年度第 4 回理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 26 年 3 月 20 日（木）
午後 3 時 30 分～午後 4 時 32 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 5 名
- 5 審議事項
議案第 22 号 専決処分について（平成 25 年度収支補正予算（第 3 号））
議案第 23 号 衛生管理に関する規程の改正（案）について
議案第 24 号 処務規定の改正（案）について
議案第 25 号 印章規程の改正（案）について
議案第 26 号 高年齢者雇用規程の改正（案）について
議案第 27 号 平成 26 年度事業計画（案）について
議案第 28 号 平成 26 年度収支予算（案）について
議案第 29 号 第 1 回臨時評議員会に提出する議案について（追加）
（役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について）

6 議事の経過及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 22 号 専決処分について（平成 25 年度収支補正予算（第 3 号））

事務局より次のように説明があった。

「本専決処分は、3 月 14 日に支給する期末手当及び 20 日支給の給与において、訪問介護事業における人件費支出の予算が不足することが見込まれることから、早急に収支予算額を補正する必要が生じ、理事会を開催するいとまがなかったことから、理事長の専決処分規程第 2 条の規定により専決処分をしたため、その承認をいただくための提案である。

本補正予算は、事業費から不足する人件費に財源振替を行い措置するもので、補正予算額は 0 円となる。財源振替の内容としては、「訪問介護事業費」の「消耗品費支出」123 万 9,000 円と、「投資活動支出」の「固定資産取得支出」102 万円を、「訪問介護事業費」の「訪問介護人件費」225 万 9,000 円に充当するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 23 号 衛生管理に関する規程の改正（案）について

議案第 24 号 処務規定の改正（案）について

議案第 25 号 印章規程の改正（案）について

議案第 26 号 高年齢者雇用規程の改正（案）について

議案第 23 号から議案第 26 号までは公社の事務処理規程のため一括審議の承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「議案第 23 号「衛生管理に関する規程の改正（案）について」は、労働安全衛生法第 12 条の 2 の規定により、10 人以上 50 人未満の事業場では衛生推進者を選任する必要がある。公社では、ヘルパーステーションのほか、入間町地域密着型デイサービスぷちぼあんについても選任義務があり、既に選任されていることから、現状に合わせ、入間町地域密着型デイサービスぷちぼあんにおいても、衛生推進者を選任するよう見直しを行うものである。」

「議案第 24 号「処務規定の改正（案）について」は、別表（第 2 条関係）における分掌事務について、事業計画と整合性を図るため見直しを行うものである。」

「議案第 25 号「印章規程の改正（案）について」は、公社公印に関し、公印管守者を置き、その使用については公印使用簿に記載し使用を行っているが、請求書や領収書等、大量に印刷するものについても一枚一枚押印している。事務の効率化の観点から、調布市や関連団体でも認められている公印の印影を印刷できるようにするため、見直しを行うものである。」

「議案第 26 号「高年齢者雇用規程の改正（案）について」は、嘱託、臨時職員の雇用期間について、就業規則に 12 カ月以内と規定があり、1 年未満の期間の雇用についてもできる形の規定となっている。高年齢者雇用についても、1 年未満の雇用を想定しているが、一部雇用期間が 1 年間だけと解釈できる条文があることから、就業規則との整合性を図るため見直しを行うものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

ウ 議案第 27 号 平成 26 年度事業計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

『運営方針』

『現状と課題』

「平成 26 年度は介護保険制度が施行されて 15 年目となる。施行当時の平成 12 年は約 900 万人だった 75 歳以上の高齢者は、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 27 年には、「後期高齢者 2,000 万人社会」となることが見込まれている。今後は、とりわけ都市部を中心に、75 歳以上の高齢者が急増していくと推測され、単身者や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど地域社会や家族関係が大きく変容していく中で、「地域包括ケアシステムの構築」や「介護保険制度の持続性の確保」が求められている。

こうした中、国は、平成 27 年 4 月施行予定の介護保険制度の改正に向け、介護保険法の改正案を国会に提出した。この一連の改正では、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、地域支援事業の充実と全国一律の予防給付を、市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化を図ること。また、「介護保険制度の持続可能性の確保」においては、

低所得者の1号保険料の軽減や、所得や資産のある人の利用者負担引き上げなど、改正が予定されている。

一方、調布市でも、平成27年度に向けて、今後、調布市高齢者福祉推進協議会で討議するなど、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期調布市高齢者総合計画策定の準備が進められている。」

「次に、公社の現状と課題については5点掲げている。

1点目は、「公益法人としての事業の推進」である。公社が理念に掲げる「市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービス提供を通じて、あたたかい地域づくり」の実現に向けて、平成25年度に公社の全職員に対し、「理念・使命研修」を実施した。さきに公社が公益法人に移行するに当たり、その公益性について主張した「循環型システムの推進」を初め3点については、今後公社が事業を推進していく上での指針となるもので、全職員の共通認識が必要と考え、研修を実施した。今後は、公益法人としての理念・使命を公社の経営における基盤として、これまで公社が担ってきた「地域におけるセーフティネットとしての役割」、「市民相互の助け合いによる地域づくり」、「地域における支え合いとコミュニティの創出」など、引き続き努めていく。

2点目は、「介護保険制度への対応」である。平成27年度の介護保険制度の改正では、予防給付の一部が地域支援事業に移行されるなど、公社が実施する訪問介護事業や通所介護事業、あるいは住民参加型事業等にも大きな影響が想定される。新たな事業展開については、今後調布市が進める地域支援事業なども踏まえ、公社全体で検討する必要がある。

3点目は、「家族介護者支援の強化」である。国においても、このたびの制度改正の論議の中で、今後、在宅介護を進めていくには家族介護者への支援は重要な課題と捉えている。公社においても、家族介護者への支援については、これまで課題として位置づけ、推進してきた。この家族介護者への支援は、公社のみでは解決ができない大きなものであり、今後も継続して実績を積み上げていく必要があることから、引き続き課題としていく。

4点目は、「高齢者への安全・安心な食事の提供」である。調布市からの要請もあり、平成25年度に公社における食事の提供について総点検を行った。高齢者への食事の提供においては、子どもたちへの対応とは異なり、服薬と食材との関係や嚥下機能の低下への対応が重要であることがわかった。高齢者人口の増加に伴い、近年、公社のデイサービスにおいても、日常生活動作の低下した利用者が増加している。服薬と食材との関係や嚥下機能の低下への対応が、高齢者への安全・安心な食事の提供において課題となっている。

5点目は、「施設改修」である。公社の施設改修については、これまでも課題として上げ検討してきたが、平成27年度の介護保険制度改正は公社の事業にも大きな影響が見込まれることから、今後の事業運営の方向性を見定めた上で、市と協議の上、事業展開に即した具体的な計画を策定することが必要となっている。」

『基本方針』

「記載の5点を基本方針とし、公益財団法人としての理念・使命に沿って公社事業を推進していく。」

『重点事業』

「課題解決に向けた重点事業として、以下 5 点にわたり実施していく。

1 点目は、「介護保険制度への対応検討」である。平成 27 年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の充実を図るため、市町村には住民主体の活動での生活支援サービスの取組が求められている。公社がこれまで住民参加型事業として実践してきた生活支援サービスや、ホームヘルプサービス、あるいは食事サービスを、さらに調布市と連携を図りながら充実、拡大をしていく必要があり、介護保険制度において、公社が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた対応を中心に検討するプロジェクトチームを設置する。あわせて、その原動力となる協力会員等の獲得に向け、認知症サポーター養成講座修了者などへ住民参加型事業の説明を行うなど、さまざまな機会を捉えて、これら会員の拡充に努める。

2 点目は、「家族介護者を支援する取組」である。家族介護者への支援の一環として、若年性も含めた認知症の当事者、家族、地域住民、専門職が集い交流のできる「だれでもカフェ」をモデル事業として実施する。

3 点目は、「国領デイサービスにおける祝日開所に向けた検討」である。公社が調布市から受託している調布市国領高齢者在宅サービスセンターでは、これまで祝日を休業としているが、祝日を含めた定期的な通所の希望がある。利用者や家族介護者の負担軽減を図ること、さらには継続的な見守りが必要な方へ、よりの確な対応を図るため、祝日のデイサービス実施に向けて検討していく。

4 点目は、「高齢者への安全・安心な食事提供へ向けた取組」である。高齢者等への食事の提供には、個々の状況に応じた栄養支援や食形態等を考慮する必要があり、栄養士の専門的な知見が欠かせない。公社の住民参加型サービスを担う協力会員が、こうした専門的な対応を日々の食事づくりに反映させるためには、栄養士による研修や調理現場での個別指導が必要であり、栄養士を増員し対応する。また、訪問介護事業のヘルパーに対しても、栄養士による栄養支援や調理技術等の研修を行い、高齢者への安全・安心な食事提供を確実なものとしていく。さらに、この研修については公開講座とし、他の訪問介護事業所のヘルパーにも開放していく。

5 点目は、「施設改修計画の検討」である。この施設改修計画を検討するに当たっては、平成 27 年度の介護保険制度改正の内容を踏まえ、今後の公社事業の方向性を見極めた上で、これに対応できる施設改修とするため、各事業系の職員をメンバーとするプロジェクトチームを設置し検討していく。さらに、この検討案を具体化するため、専門家による建物の構造的視点も取り入れ、検討していく。」

『個別事業計画』

「高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業」について。

有償在宅福祉サービスは、専門職と協力会員との協働により、「住民参加型」で事業を運営し、「支え合いの地域社会を目指す」公社の原点と言える事業である。重点事業の「介護保険制度改正への対応検討」は、介護保険制度の改正による影響が見込まれるため、協力会員の育成や多世代への拡大などの取組を進め、住民参加の基盤強化に努める。また、ホームヘルプサービス、食事サービスの協力会員活動を支えるために、それぞれの専門職である介護福祉士と栄養士の配置を厚くし、安心して活動が行えるようなサポ

ート体制の構築や活動の質的向上を図る。同じく重点事業の「高齢者等への安全・安心な食事提供へ向けた取組」については、食事サービス事業における、これからの時代に応じた新たなミッション（必要な人が、いざという時、助けてもらえる、見守ってもらえる、相談できる食事サービス）の構築に向け、食事サービス事業のあり方に関する報告書並びにロードマップに沿いながら課題に取り組んでいく。

生活支援コーディネーター事業は、ひとり暮らしの高齢者等の日常生活で生じる「ちょっとしたお困りごと」を「住民参加型」の仕組みにより支援する取組である。引き続き、ふれあい給食への出張説明など事業の周知・広報を強化し、地域での孤立防止に努めていく。

在宅福祉サービスに関する相談事業に関しても、引き続き、高齢者、障害者、病弱者並びにひとり親家庭等の総合相談の窓口として、地域包括支援センターや地域の機関と連携しながら、在宅生活を支援していく。

調布市地域包括支援センターゆうあい事業については、平成 25 年度に引き続き、高齢者と家族の総合相談窓口としてワンストップサービスを提供し、セーフティネットの機能を果たしていく。市内最大の高齢者人口を抱える地域包括支援センターとして、多くの高齢者や複雑な課題を抱える利用者等とのかかわりを通じて、発見することができる地域の課題やニーズについて確認をしていき、この地域に不足している資源、必要な支援について、「できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって生活できる」ことをかなえるために、市民、行政、介護保険事業者とともに考えていく。地域ケア会議では、地域の方々との顔の見える関係づくり、介護教室や認知症サポーター養成講座等では医療・保健・福祉等に関する普及啓発を行う。平成 26 年度は、地域特性の理解を深め、地域包括ケアシステムの構築をさらに進める年となるよう努める。

「デイサービスぷちぼあん」は、認知症高齢者が日中生活される通所介護施設である。「自分らしい」生活を支援するサービスを提供するため、行政や他機関との連携をするとともに、ぷちぼあん運営協議会の協力を得ながら運営している。平成 26 年度は、地域開放支援事業として近隣の方々にぷちぼあんを知っていただく目的で、運営協議会が 10 月に地域交流会としてバザーを予定している。開催についての広報活動は、毎回、運営協議会でご近所にチラシを入れてお知らせしている。今後は、常設のチラシ箱の設置など、協議会のご協力を得ながら広報を進めていく。

「調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」について。国領デイサービスでは、ご自身で通うことができる元気な高齢者から重度の要介護者や、虐待などを含め、適切な介護を受けられていない方や、その可能性のある方など、多くの課題を抱えている高齢者を受け入れている。引き続き、地域のセーフティネットとして、関係機関と連携を密接に行い、柔軟に対応していく。平成 26 年度は、昨年実施したアンケート調査の結果、祝日の利用希望や継続的に見守りが必要な利用者への対応から、体制や時期を見極めながら、祝日開所に向け検討していく。また、介護保険制度改正により介護予防通所介護が地域支援事業に移行されるなど、影響があることから、今後の事業展開については、調布市の動向を見定め決定していく。

「低栄養予防事業」については、引き続き、要介護状態を予防するための栄養状態の維持、増進を図っていく。

「軽度生活援助事業」については、介護保険で非該当と判定された単身高齢者などの方を対象に、日常生活上のホームヘルプ支援を、引き続き住民参加のノウハウや、経験と技術を生かしながら、専門職と協力会員との協働により取組を進めていく。

「普及啓発事業」は、福祉講演会、機関誌・ホームページ等による広報、生きがい介護予防講座等多岐にわたっている。平成 26 年度においては、公社の認知度向上や家族介護者支援の取組を進めるため、機関誌による広報「ほっとらいん特別号」を年 2 回に増回する。また、認知症サポーター養成講座などの機会を活用し、広報の強化を行う。重点事業の「家族介護者を支援する取組」について、「だれでもカフェ」(認知症カフェ)をモデル事業として開催し、家族介護者支援の取組を進めていく。

「人材育成事業」は、一般の市民から、福祉を学んでいる学生、実際に働いている専門職と、幅広い方々の「学びの場」を提供し、公社の持つ専門性や知見を生かしながら、介護や地域福祉の担い手となる人材を育成していく。

「調査研究開発事業」について。公社は、総合的に在宅サービスを実践することによって、福祉・保健・医療の関連情報を収集し、実践から得た知見をもとに社会的なニーズを多面的に把握してきた。関係機関の協議会等に積極的に参加し、連携することで、お互いに情報共有を図り、地域福祉のさらなる向上に努めていく。

次に、新しく 3 事業がある。平成 26 年度は、支援者の中で課題として大きくなっており、高齢者の孤立予防対策にもつながる「セルフネグレクト」について検討をする。公開研修会の開催や、公社内の利用者の実態や支援内容について調査分析を行い、検討する。次に、重点事業の一つに挙げている平成 27 年度からの介護保険制度改正に向けては、公社内でプロジェクトチームを設置し、公益法人として取り組む地域包括ケアシステムの検討を行う。さらに、介護保険制度改正に対応する公社事業計画で必要となる施設の改修計画を市と協議しながら検討をしていく。」

理事より、「昨年まで食事サービスについての委員会をやっていたが、その結果、費用のことなど、重い課題がたくさんあったと思うので重点事業として記載があったほうがよい。いろいろなことを一挙に実行するのは無理なので、一つずつ始めることが大事である」との意見があった。「検討委員会で「食事サービス事業のあり方に関する報告書(25 年 3 月付)」をまとめた。この中にロードマップ、課題等が抽出されているので、こちらに沿って事業の実施を進めていく。25 年度には、多世代へのボランティア層の拡大として親子料理教室を開催した。次年度以降も継続してやっていきたい。このような具体的事例をお示しできるようにしたい」と答弁があった。

理事より、「そのように実施したことから見えてきたものを報告いただきたい。知名度を上げるという点で、設立当初は出張して市民に PR していたが、今はどうなっているのか」との意見・質問があった。「次回ご報告したい。知名度向上については、地域の運動会、自治会の集会、夏祭などへ出て行き、見守りネットワークを含め、公社全体の PR を実施している。毎年 4 月に事業計画説明会を開いている。認知症サポーター研修ともタイアップしながら、工夫して取り組んでいく」との答弁があった。

理事より、「協力会員を増やしていく意味でも、小さくまとまらず、PR をすることで資源の掘り起こしになる」との意見があった。「親子料理教室などを開きながら、世代間を広げていき、ボランティアの拡大を図る。調布市の教育委員会で中学生の職場体験

をやっている。公社も生徒を受け入れ、デイサービスの研修をやり、子どもたちにもボランティアの重要性を広げていければと思っている」と答弁があった。

理事より、「施設の改修計画について、敷地そのものが小さいことから、移転などという視点はこの計画に含まれているのか」との質問があった。「27年度の改正に伴って、受け入れがどういう形になるかが大きなところである。事業拡大の視点が生まれれば考える余地があるかもしれないが、そこまで具体的なものはない。施設そのものは市の管理になっているので、市とも協議が必要である。入浴設備自体の老朽化に対しては、効率的な設備を入れ、ボランティアさんの部屋などを含め、考えていく」との答弁があった。

理事より、「祝日のデイサービスは、体制をつくらなければいけないので大変だと思うが、必要度が高いのか」との質問があった。「昨年実施したアンケートでは、回答率は60%だったが、半数の方が希望している。ハッピーマンデーが2週続くと、月に2回しか来られず、振り替えなり、ご家族で対応することになる。継続的に見守りが必要な利用者についてはメリットになるので、検討を進めたい」との答弁があった。

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

エ 議案第28号 平成26年度収支予算(案)について

事務局より次のように説明があった。

「初めに事業別の予算を説明する。小科目別に資金収支を集計したものである。平成26年度の予算総額は6億447万4,000円、前年度比較で298万6,000円の減額となっている。

「3 事業収入」については、前年度対比で410万9,000円の増額を見込んでいる。内容としては、「2 介護保険事業収入」において、訪問介護事業における援助時間の減少に伴い、417万9,000円の減額を見込んでいる。

「7 受託事業収入」について、前年度対比で861万5,000円の増額を見込んでいる。これは主に「3 在宅サービスセンター受託事業収入」において、消費税率の変更や人事異動による人件費の増額である。

「4 補助金等収入」の「1 地方公共団体補助金収入」では、1億9,219万7,000円、前年度対比で693万6,000円の減少となっている。これは主に25年度で予算化した固定資産取得支出の事業完了により、26年度では見込んでいないこと、また、各事業費における経費按分の見直しに伴い補助金対象額が減少したことによるものである。

続いて、支出について説明する。「1 高齢者・障害者等支援事業」において、1,107万5,000円の増額となっている。その要因としては、「1 事業費人件費」における栄養士1名の増員等により586万3,000円の増額したものを初め、人事異動に伴い人件費が他の事業から振り替えられたことで、「5 居宅介護支援事業費」の人件費や、「10 在宅サービスセンター受託事業費」の人件費を増額し、「8 訪問介護事業費」の人件費を減額するなど、高齢者・障害者等支援事業で人件費が約740万円増額となった。

事業費においては、消費税率や各事業費における経費按分の見直しにより、「2 有償福祉サービス事業費」において83万1,000円の増額及び「10 在宅サービスセンター事業費」において735万5,000円の増額となった。

「2 普及啓発・人材育成・調査研究事業」においては、117万9,000円の増額となった。これは、主に「1 普及啓発事業費」の「2 機関誌発行事業費」における機関誌ほつらいん特別号の増刊に伴う印刷発行費によるものである。

「3 管理費」については、946万5,000円の減額となった。主な要因としては、「1 管理費人件費」において、人事異動及び任用がえにより550万7,000円の減額を、また、「2 一般管理費」において、主に事業費の経費按分の見直しにより395万8,000円減額したものである。

収支予算書（節科目集計）は、各事業の科目別の予算見積りである。

収支予算書（正味財産増減予算書）は、これまで説明した各事業の収支予算を集約し、正味財産の増減を表した予算書になる。

「I 一般正味財産増減の部」，「(1) 経常収益」では、「3 事業収益」の3億8,996万6,000円を初めとし、合計は、「経常収益計」のとおり5億9,661万5,000円を見込んだ。

経常費用については、「1 事業費」及び「2 管理費」の合計とし、「経常費用計」のとおり5億9,899万5,000円を見込んだ。これにより、経常収益から経常費用を控除した当期経常増減額はマイナス238万円となり、この主な要因は減価償却費によるものである。

これにより、平成26年度の正味財産期末残高は3億8,250万6,709円となる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第29号 第1回臨時評議員会に提出する議案について（追加） （役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正（案）について）

事務局より次のように説明があった。

「平成25年度第3回理事会において、第1回臨時評議員会を平成26年3月28日とし、既に提出する議案について決議いただいているが、追加で議案を提出したい。追加させていただく議案は、「役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正」である。内容としては、役員等の報酬等について、日割り計算にて算定した際の1円未満の端数の取り扱いを明記するなど、規程の整備を行うために改正するものである。この規程の改正は、評議員会の決議により行うものと定められているため、評議員会に提出するものである。

この結果、第1回臨時評議員会への議案は、決議していただくものとして、「評議員会運営規程の制定（案）について」及び「役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程（案）について」の2件、報告するものとして、「平成26年度事業計画について」及び「平成26年度収支予算について」の2件、計4件を提出する。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。